

今後の委託プロジェクト研究に係る研究戦略検討会の設置について

26農会第287号

平成26年6月19日

農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

今後の委託プロジェクト研究においては、平成26年度中に行われる食料・農業・農村基本計画の見直し等に併せ、新たに農業・農村の所得増大と食料自給力向上に向けた農業技術の革新が求められていることから、これらを実現するため、現場のニーズに直結する形で研究を推進することが必要である。

このため、「今後の委託プロジェクト研究に係る研究戦略検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、今後の委託プロジェクト研究の企画・立案、実施研究機関の公募等に活用するための研究戦略を策定する。

また、本検討会により聴取した研究課題に関する意見については、農林水産研究基本計画の見直しの検討にも活用する。

第2 検討会の構成

検討会メンバーは、農業者、産業界、学識経験者等の外部有識者で構成する。また、検討会には、省内関係行政部局及び農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）職員、その他農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が必要と認める者が参加できることとする。なお、検討会メンバーには、事務局長が必要と認める者を追加できるものとする。

第3 主な検討事項

今後の委託プロジェクト研究に係る研究戦略の策定

第4 運営

- (1) 検討会には座長を置くこととし、検討会の議事進行は座長が行う。座長は、委員の互選により選任するものとする。座長は、座長代理を指名することができる。
- (2) 検討会は公開とするが、企業秘密又は研究開発上の秘密に触れることになる場合等座長が必要と判断したときは、検討会を非公開とし資料等を非公表とすることができる。
- (3) 検討会の議事要旨は、会議の終了後、ホームページで公表する。

第5 設置期間

検討会の設置期間は、平成26年度末までとする。

第6 検討会の庶務

検討会の庶務は、事務局研究推進課において処理する。